元号法

（昭和五十四年六月十二日法律第四十三号）

１　元号は、政令で定める。

２　元号は、皇位の継承があつた場合に限り改める。

附　則

１　この法律は、公布の日から施行する。

２　昭和の元号は、本則第一項の規定に基づき定められたものとする。